

随意契約に付する理由書

本工事は、本部本庁舎内の機能維持や警察機構の運用に欠くことのできない各種システムに電力供給している電力回路の特殊な切替用遮断器を改修するものです。

当該切替用遮断器は、各所に設置されており、かつ耐用年数も超え老朽化が進行していることから、いつ不具合が発生してもおかしくない状況に陥っている。

令和2年10月26日、午後7時53分に発生した、関西電力株式会社の電力供給の瞬間停電により、本部本庁舎内の複数の同型の機器に不具合が生じ、手動操作により復旧通電させたところである。製造メーカーに確認したところ次に今回のような事案が起きれば、ほかの同型機器もあわせて機器の復旧操作自体ができるかどうか保証できないとの回答があった。

今回の瞬間停電の原因も判明しておらず、いつまた起こるかわからない状況であるため、不具合のあった同型機器に接続されている各種システムや警察機構の運用を担っている所管課と協議し、本庁舎内に設置されている切替用遮断器のうち、警察機構の運用に欠くことのできない、重要なシステムに電力を供給している、特に重要な同型機器に限り、直ちに改修を行うものです。

本工事の施工に際しては、短時間で施工し停止時間を極力短くする必要があるので、本部本庁舎内で多くの電気設備工事を施工し、設置場所や内容を熟知している者が施工する必要がある。

以上の理由により、本部本庁舎内で多くの電気設備工事を施工し、内容を熟知している2社から見積書を徴したところ、藤村電気工業株式会社が見積価格についても適正と認められますので、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により緊急随意契約を締結するものです。